

### 【事業が目指すこと】

高齢になっても在宅(地域)で最後まで暮らし続けることが可能となるように、施設整備に頼らない、介護機能構築を図りたい

#### ※目標設定の背景

【現状】介護度が上がると施設(特養)へ入所



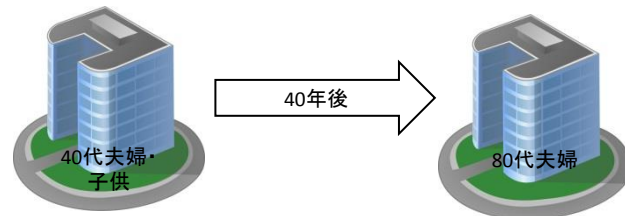
施設の建設費は居住費(利用者負担)に反映される。施設整備に公費(補助金)の投入も必要  
一方、集合住宅では、居住者が高齢化



集合住宅に介護機能があれば...

【既存の建物を活用して、見守り・介護機能等を構築すれば】

- ・自宅での生活を続けられる可能性
- ・新たな特養の建設が不要になり、公費の支出を抑えられる、居住費(利用者負担)が不要になる
- ・介護サービスの効率的運営も可能になる



介護(予防)サービス拠点・生活支援・見守り支援

共有スペースなど  
既存資源を活用

◆マンション・集合住宅団地等を対象に介護機能構築手法の調査、検討を業務委託により実施

【既存物件からモデルケースを選定して検討】

- ①タワーマンション／都市部(共有スペースが充実しているもの)
- ②マンション(地域の集会所含む)／都市部(居住者が高齢化しているもの)
- ③公営住宅(地域の集会所含む)／地方
- ④災害公営住宅

※県内に存在するマンション等の中からピックアップ

## 委託業務の概要

### 【1 既存資源調査】

- ・県内のマンション数の調査
- ・モデルケースごとの既存資源(建物、共有スペース、管理組合・自治会等による活動)の調査
- ・モデルケースごとのニーズ調査(住民に対する介護ニーズ等のアンケート調査)
- ・モデルケース周辺地域における医療、介護資源の調査

### 【2 先進参考事例調査】

- ・集合住宅等に対して介護サービスを提供している、海外を含む県外の先進事例の調査  
※効率的なサービス提供の体制や方法、ICT・介護ロボット・VRの活用をしている事例

### 【3 介護機能構築手法の検討】

◇モデルケースごとのマンション等における、

「介護予防」～「通所介護(要介護1、2)」～「特養(要介護3以上)」

の各段階に対応したサービスの提供方法を考える

- ・既存のマンションの機能で、どのようなサービスを提供できるのか
- ・さらにサービスを高めるためには、どのようなリノベーション等が必要か
- ・どのような介護保険外サービスが求められるか
- ・地域の医療、介護資源との連携をどのようにするか
- ・上記の取組を行うにあたり、どのような組織体制が必要か
- ・特養並みのサービスを提供するためには、ハード、ソフト両面において、どのような規制緩和が必要か

### 【4 試行実践調査】

- ・3で検討したケースから1つ程度に絞って試行実践調査を行い、課題を検証する

### 【5 介護機能構築手法提案】

- ・1～4の結果を踏まえ、介護機能構築手法の提案を行う
- ・手法の提案は、既存の建物で行えること、共有スペースの改修をすることにより行えること、規制緩和することにより行えることなど、段階に応じた内容とすること

### 『3 介護機能構築手法の検討』のポイント

#### 特養並みの機能とは

「介護」、「食事」、  
「相談及び援助」、  
「生活上の便宜の供与」、  
「機能訓練」、「健康管理」

どんなサービス  
モデルが考えら  
れるか？

どんな基準がハ  
ードルになるか

#### 介護サービス、施設に 関する基準

- ・『介護保険法』
  - ・『老人福祉法』
  - ・『介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準』
  - ・『特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準』
- など

#### 建物や管理組合に関す る基準

- ・『建築基準法』
  - ・『消防法』
  - ・『区分所有法』
- など

必要な  
要件緩和は？

- ・人員基準の緩和
- ・施設基準の緩和
- ・サービスを組み合わせて実施する場合の既存特養等との人員の兼務の可能性
- ・居宅サービスに係る介護給付費支給限度額の緩和

#### 【介護予防レベルなら】

○保険外サービス(健康体操とか)なら共有スペースを借りて提供できそう。  
○共有スペースを使って介護予防通所介護等の指定を受けることは可能か？(設備基準等満たせるか？所有権、使用許可の問題？)

#### 【通所介護(要介護1、2)レベルなら】

○共有スペースを使って訪問介護や通所介護の指定を受けることは可能か？(設備基準等を満たせるか？所有権、使用許可の問題？)

#### 【特養(要介護3以上)レベルなら】

●マンション等の設備で『特養』としての認可・指定を受けられるか？

→人員・設備基準の高いハードル

※マンションの設備を使っての特養としての認可、指定は難しい...

●マンション等の設備で『特定施設入居者生活介護』の指定を受けられるか？

→特養ほどではないが、人員・設備基準のハードル  
→マンション等も特定施設(養護・軽費・有料)に加わることができれば可能か

●『定期巡回・随時対応型訪問介護看護』+『通所介護』+『保険外サービス(配食サービスとか)』を組み合わせるはどうか？

→基本的にはマンションの近くにある既存の特養の人員や設備を活用してサービスを提供する。

→マンションの共有スペースも介護サービスを提供してよい施設として、可能な限り活用。  
→上記のサービスを一体的に提供するサービスとして、人員基準の緩和・兼務などできないか、併せて介護給付費支給限度額の問題も考えないといけない...

●特に要介護の高い方(要介護5)に対しては、ICTやロボット(排泄・見守り等)、VRを活用した効率的な介護サービスの提供ができないか

### 実施スケジュール

6月上旬

企画提案の募集  
※ホームページへの掲載

7月上旬

企画提案書の提出締切

7月上旬

企画提案審査・供給者決定

選定結果の通知・公表

7月上旬～

仕様(仕様書、設計書)の作成

見積合わせ

7月下旬

契約の締結

8月上旬～

委託業務開始

3月下旬

委託契約終了、成果品提出